

口座振替

はじめませんか！市税などのお支払いは口座振替が便利です

市では、便利で納め忘れのない口座振替をお勧めしています。

口座振替をお申し込みいただくと、各納期のたびに納付にお出掛けになる必要がなく、また口座より引き落とされますので、うっかり忘れることがなく、確実に納付することができます。

振替日

市税・料金の納期限に登録口座から振替を行います。

口座振替できる金融機関

八十二銀行・あづみ農業協同組合・長野銀行・長野県信用組合・松本信用金庫
松本ハイランド農業協同組合・長野県労働金庫・みずほ銀行・りそな銀行・ゆうちょ銀行

※みずほ銀行及びりそな銀行は下表のとおり口座振替ができない料金があります。

みずほ銀行及びりそな銀行で口座振替ができない料金

駐車場使用料(市営住宅関係)・教職員住宅使用料・下水道使用料(合併浄化槽・農業集落排水)
下水道事業受益者分担金(明科地域)・児童クラブ利用者負担金・福祉各種サービス料

申し込み方法

納税通知書・預金通帳・通帳届出印をご持参のうえ、各総合支所税務会計係または、上記金融機関に備えてあります「安曇野市市税等口座振替依頼書(自動払込利用者申込書)」に、ご記入いただき、窓口へ提出してください。

その他

振替開始を希望される納期限の1カ月前までにお申込みください。

残高不足等の理由で振替ができなかった場合には、「再振替通知書」でお知らせをし、翌月15日頃に再度振替を行います。

【問い合わせ】豊科総合支所内 総務部 収納課 収納担当 (TEL72・3111 FAX72・8340)

納期内納付

市税・料金など納め忘れはありませんか？

20年度も残りわずかとなりました。納め忘れとなっている市税・料金などがありましたら、この機会にぜひ納入していただくようお願いします。

【問い合わせ】豊科総合支所内 総務部 収納課 収納担当 (TEL72・3111 FAX72・8340)

平成21年度 安曇野市

市税・料金 などの

納期及び納期限について

市税・料金などの平成21年度納期及び納期限一覧表を作成しました。裏面に年間の日程が記載してありますので、ご利用いただき、納期内納付をお願いします。

※この日程表は本紙より取り外してご利用することもできます。

4月から市税の納付がコンビニエンスストアでもできます

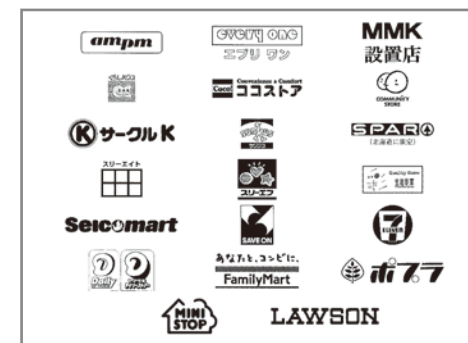
市税の納付が金融機関や市役所各総合支所の窓口に加えてコンビニエンスストアでも可能になります。仕事などの都合により市役所(総合支所)・金融機関などに出向いて市税を納付することが困難な方のため、いつでも、どこでも、曜日や時間を気にすることなく納付できますのでご利用ください。

コンビニエンスストアで納付ができる税目

※上下水道料金を除くその他市税・料金についてはコンビニエンスストアで納付することができませんのでご注意ください。

・市県民税(普通徴収) ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税

お取り扱いできるコンビニエンスストア



- エーエム・ピーエム
- MMK設置店
- ココストア
- サークルK
- スパー北海道
- スリーエフ
- セイコーマート
- セブン-イレブン
- ファミリーマート
- ミニストップ
- ローソン
- エブリワン
- くらしハウス
- コミュニティ・ストア
- サンクス
- スリーエイト
- 生活彩家
- セーブオン
- デイリーヤマザキ
- ポプラ
- ヤマザキデイリーストアー

(50音順)

コンビニエンスストアで納付ができない納付書

- 上記市税のうち、納付書にバーコードが印刷されていない場合
- 破損、汚損などによりバーコードが読み取れない場合
- 納付書に記載されたコンビニ取扱期限を経過した場合

その他

- 納付書は納期別に一枚一枚となっています。納付の際は納期と納期限をよくお確かめのうえ、納付してください。
- コンビニエンスストアで納付できない納付書については、今までどおり金融機関・市役所各総合支所等の窓口で納めてください。
- あとで納付したかどうかを忘れないために、領収書は大切に保管してください。



平成21年3月で休日窓口は終了します

コンビニエンスストアでの納付開始に伴い、各総合支所で開設していました休日窓口は、平成21年3月で終了します。
【お問合わせ】豊科総合支所内 総務部 収納課 収納担当 (TEL72・3111)



平成21年度
安曇野市

市税・料金などの納期及び納期限一覧表



市税・料目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
市県民税(普通徴収分)			1期 30日(火)		2期 31日(月)		3期 11月2日(月)
固定資産税	1期 30日(木)			2期 31日(金)			
軽自動車税		1期 6月1日(月)					
国民健康保険税(普通徴収分)				1期 31日(金)	2期 31日(月)	3期 30日(水)	4期 11月2日(月)
後期高齢者医療保険料(普通徴収分)				1期 31日(金)	2期 31日(月)	3期 30日(水)	4期 11月2日(月)
介護保険料(普通徴収分)	4月分 30日(木)	5月分 6月1日(月)	6月分 30日(火)	7月分 31日(金)	8月分 31日(月)	9月分 30日(水)	10月分 11月2日(月)
保育料	4月分 27日(月)	5月分 25日(月)	6月分 25日(木)	7月分 27日(月)	8月分 25日(火)	9月分 25日(金)	10月分 26日(月)
住宅家賃 駐車場使用料	4月分 30日(木)	5月分 6月1日(月)	6月分 30日(火)	7月分 31日(金)	8月分 31日(月)	9月分 30日(水)	10月分 11月2日(月)
水道料金 <small>偶数月:穂高・三郷地域 奇数月:豊科・堀金・明科地域</small>	4月請求分	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
下水道使用料 <small>偶数月:豊科・堀金・明科地域 奇数月:穂高・三郷地域</small>	30日(木)	6月1日(月)	30日(火)	31日(金)	31日(月)	30日(水)	11月2日(月)
下水道事業受益者 負担金(分担金)					1期 31日(月)		2期 11月2日(月)
幼稚園使用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
教職員住宅使用料	30日(木)	6月1日(月)	30日(火)	31日(金)	31日(月)	30日(水)	11月2日(月)
霊園管理料	1期 30日(木)						

11月	12月	1月	2月	3月	市税・料金	担当課	連絡先
		4期 2月1日(月)	随期 3月1日(月)	随期 31日(水)	市県民税(普通徴収分)	市民税課	
	3期 25日(金)		4期 3月1日(月)		固定資産税	資産税課	TEL72・3111 FAX72・8340
					軽自動車税	市民税課	
5期 30日(月)	6期 25日(金)	7期 2月1日(月)	8期 3月1日(月)	9期 25日(木)	国民健康保険税(普通徴収分)	市民課	TEL82・3131 FAX82・6622
5期 30日(月)	6期 25日(金)	7期 2月1日(月)	8期 3月1日(月)	9期 31日(水)	後期高齢者医療保険料(普通徴収分)		
11月分 30日(月)	12月分 25日(金)	1月分 2月1日(月)	2月分 3月1日(月)	3月分 31日(水)	介護保険料(普通徴収分)	高齢者介護課	TEL81・1636 FAX81・0703
11月分 25日(水)	12月分 25日(金)	1月分 25日(月)	2月分 25日(木)	3月分 25日(木)	保育料	児童保育課	TEL81・0728 FAX81・0703
11月分 30日(月)	12月分 25日(金)	1月分 2月1日(月)	2月分 3月1日(月)	3月分 31日(水)	住宅家賃 駐車場使用料	建築住宅課	TEL72・3111 FAX72・8340
11月請求分	12月請求分	1月請求分	2月請求分	3月請求分	水道料金 <small>偶数月:穂高・三郷地域 奇数月:豊科・堀金・明科地域</small>	業務課	TEL72・3111 FAX72・8340
30日(月)	25日(金)	2月1日(月)	3月1日(月)	25日(木)	下水道使用料 <small>偶数月:豊科・堀金・明科地域 奇数月:穂高・三郷地域</small>		
	3期 25日(金)		4期 3月1日(月)		下水道事業受益者 負担金(分担金)		
11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	幼稚園使用料	学校教育課	TEL62・3001 FAX62・5721
30日(月)	25日(金)	2月1日(月)	3月1日(月)	31日(水)	教職員住宅使用料		
					霊園管理料	環境課	TEL82・3131 FAX82・6622

◎各税・料目の下段が納期限及び口座振替日です。
 ◎口座振替の方は、各納期の口座振替日に登録口座より振替を行いますので、前日までに残高の確認をお願いします。また、残高不足により振替不能となった場合は、翌月の15日頃、再振替となります。
 (幼稚園使用料・教職員住宅使用料・霊園管理料は定期の口座振替のみ行います。)

◎下水道使用料には、豊科地域の一部の合併浄化槽使用料及び、明科地域の一部の農業集落排水施設使用料が含まれます。
 ◎市税・料金に関するお問い合わせは担当課にご連絡ください。